

InputManJS ランタイム利用許諾契約書

第 1 条 (InputManJS ランタイム利用許諾契約書の適用)

1. メシウス株式会社(以下「当社」といいます)は、アプリケーションに組み込まれたランタイムの利用にあたり、本ソフトウェアの「InputManJS ソフトウェア使用許諾契約書」(以下「許諾書」といいます)を締結したお客様に対し、この InputManJS ランタイム利用許諾契約書(以下「本契約」といいます)に基づき、特定のコンピュータ上でランタイムを利用される場合にのみ、ランタイムに関する非独占的且つ非譲渡的で再許諾不可能な利用権を許諾します。但し、お客様が本ソフトウェアを保有していない場合には、別紙記載の許諾書の第9条(本契約の締結等)第1項第3号、第15条(使用許諾の範囲)第7項第5号および第17条(請負開発に関する特記事項)で規定する条項のみが、お客様に対して法的拘束力を有するものとします。
2. 本契約と許諾書に相違や矛盾が生じた場合には、本契約が優先して適用されるものとし、本契約と個別のサービス約款に相違や矛盾が生じた場合についても同様に、本契約が優先して適用されるものとします。

第 2 条 (定義)

本契約においては、次の定義が適用されます。

1. 「お客様」とは、別途定める「メシウス Developer Solutions サイト利用規約(以下、「サイト利用規約」といいます)」および、本契約の各条項に従うことに同意し、依頼先に対して、本ソフトウェアでの開発を依頼した者であって、アプリケーションに関する著作権その他一切の知的財産権が配布作業までに帰属される者をいいます。なお、当該者は、自己の所属する組織または団体(企業などの営利団体、官公庁機関、非営利団体、または教育機関を含みますが、これらに限定されません。以下「法人」といいます)の構成員である一個人(法人ではなくその構成員である個人を「お客様」とします)、または、いずれの法人にも所属しない一個人に限りません。
2. 「エンドユーザー」とは、法人・個人を問わず、アプリケーションの機能の全部または一部を操作する者をいいます。
3. 「依頼先」とは、お客様から開発を依頼された法人または個人をいいます。
4. 「本ソフトウェア」とは、InputManJS ソフトウェアおよび付随ドキュメントをいいます。
5. 「本ライセンス」とは、本契約に基づき、当社がお客様に許諾するアプリケーションに組み込まれたランタイムの利用権をいいます。
6. 「ライセンスキー等」とは、本ライセンスを許諾したときに当社がお客様に提供するもので、その名称・提供形態・有効期限に関わらず、数字列または英数字の組み合わせたものをいいます。
7. 「ランタイム」とは、本ソフトウェアを実行する為に必要なファイルをいいます。
8. 「利用」とは、著作権法上の支分権である複製権の行使を目的とし、ランタイムの複製およびその複製物の利用を行うことをいいます。
9. 「配布」とは、ランタイム、本アプリケーションもしくはその両方を特定のコンピュータまたはインターネット経由で提供されるコンピューティングリソースの利用領域を提供する形態のサービスの記録媒体にコピーすることをいいます。
10. 「納品」とは、アプリケーションをお客様に正式に引き渡す行為をいいます。
11. 「利用許諾期間」とは、当社が、お客様に本ライセンスを許諾した期間をいいます。なお、12 カ月単位で許諾された場合は、本契約に特段の定めのない限り、当社出荷日を開始日として、12 カ月を経過した日の属する月の末日までの期間を利用許諾期間とし、当該許諾期間は 12 カ月ごとに有償で延長することができます。
12. 「コンピュータ」とは、物理的・仮想的を問わず、電子計算機をいいます。
13. 「本アプリケーション」とは、特別な定めがない限り、有償・無償を問わず、ランタイムが組み込まれたアプリケーション(内包された本ソフトウェアその他第三者が知的財産権を有するプログラムを含みます。以下同じ)を指し、次のアプリケーションからで構成されるものとします。
 - (イ) 不特定多数または特定の多数(以下「公衆」といいます)を対象としたソースコード変換ツール、独立したビルド

ツール、プログラミング支援ツール、素材の作成や編集等の機能を備え配置や設定を補助するツール、または、本ソフトウェアを部品の一部として内包（機能の変更は問わず）したプログラム等の開発アプリケーション（以下「開発アプリケーション」といいます）。

- (ロ) 既存ソフトウェアに対し、新しい機能を追加するソフトウェア（以下「機能拡張アプリケーション」といいます）
 - (ハ) インターネットその他の高度情報通信ネットワークを介して、公衆を対象とした、営利目的または有償にて提供されるサービスの全部または一部を構成するソフトウェア（以下「SaaS 型アプリケーション」といいます）。但し、当該アプリケーションにおいて「公衆」のうち「特定の多数」には、お客様の所属する法人および当該法人の関係会社（財務諸表等規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に定める関係会社をいいます）を含まないものとします。
- (二) 前各号に該当しないアプリケーション（以下「非特定用途アプリケーション」といいます）

第 3 条（通知）

1. 当社からお客様への通知は、本契約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または当社のウェブサイトに掲載する等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. お客様は当社からの通知が前項に定める方法によって行われることを了承し、当該通知を受領するために適宜通知の有無を確認することに同意するものとします。

第 4 条（本契約の変更）

1. 当社は以下の場合に、本契約を当社の判断により変更できるものとします。
 - (1). 本契約の変更がお客様の一般の利益に適合するとき。
 - (2). 本契約の変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社のお客様に対し、当該変更の日から起算して14日前までに、前条第1項の方法により公開または通知するものとし、お客様は、当該変更の日以降にエンドユーザーに対して本アプリケーションをインストールまたは起動可能な状態とした場合、お客様は変更後の本契約に同意したものとみなします。

第 5 条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本契約に基づく地位、権利義務の全部または一部を第三者に譲渡または承継してはならないものとします。合併、営業譲渡等による包括承継については、承継前のお客様に対し、あらかじめ当社が書面により承諾した場合に限り承継できるものとします。

第 6 条（合意管轄）

お客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

第 7 条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本国法とします。

第 8 条（協議等）

本契約に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議の上解決することとします。協議の結果、本契約のいずれかの部分が無効となった場合でも、本契約の全体の有効性に影響がないものとします。

第 9 条(本契約の締結等)

1. お客様が本ライセンスの許諾に必要なライセンスを、いかなる販路を通じて注文した場合であっても(依頼先に本ソフトウェアでの開発を依頼し、当該依頼先が開発したアプリケーションの配布のために必要なライセンスを当社に注文した場合を含みますが、これに限りません)、当社は、注文時点においてお客様本人が本契約に定める各条項に従うことに同意し、本契約が締結されたものとみなします。
2. 当社は、前項その他本契約の規定に関わらず、本アプリケーションに組み込まれたランタイムの利用が不相当と判断した場合には、本契約を解除し、その後の本ライセンスを許諾しない場合があります。

第 10 条(変更通知)

1. お客様はその商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他本ライセンス注文時に登録したお客様情報に変更があるときには、速やかに当社に連絡するものとします。変更可否については当社にて判断し、その結果を通知するものとします。
2. 当社は、お客様が前項の通知を怠ったことにより、お客様が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負いません。

第 11 条(利用許諾の条件)

当社は、お客様が本ライセンスの購入代金を遅滞なく支払うことを条件として、本ライセンスを許諾します。支払期日までに支払が行われない場合、支払期日以後、ランタイムの利用を禁止します。

第 12 条(契約の終了)

お客様は、利用許諾期間が終了した場合、ただちにランタイムの利用を中止し、ランタイムを配布対象コンピュータから削除するとともに、ライセンス証書(紙文書・電子文書の形式を問わず、処分証書に分類されるものを含み、以下、「ライセンス証書」といいます)およびそれらの複製物の全てを破棄するものとします。

第 13 条(契約の解除)

1. お客様は、利用許諾期間内においても、配布済みのランタイムおよび本アプリケーションをコンピュータから削除し、ならびに、ライセンス証書およびそれらの複製物の全てを破棄し、その旨を証明する文書を添えて当社に申し出ることにより、本契約を解除できるものとします。
2. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様に対し何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1). 本契約に違反したとき。
 - (2). 本契約に基づく義務を履行せず、相当期間を定めて書面による催告をした後もなおこれを履行しないとき。
 - (3). 差押、仮差押、仮処分、競売の申立を受け、または公売処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、会社更生の申立があったとき。
 - (4). 手形または小切手を不渡りとしたとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき、その他支払停止または不能の状態に陥ったとき。
 - (5). 会社が解散したとき、または会社清算手続が開始されたとき。
 - (6). 信用資力の低下があったとき。
 - (7). 関係官庁から営業の許可取消処分または停止処分を受けたとき、または営業の許可を返上しようとしたとき。
 - (8). 本契約を履行することが困難となる事由が生じたとき。
 - (9). お客様または第三者に対する債務の履行猶予の申出、債権者集会の招集準備または主要資産の処分の準備、

その他債務の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

(10). 当社に対する詐術その他の背信的行為があったとき。

3. 前条(契約の終了)、本条第 1 項および第 2 項に基づき本契約が終了または解除された場合、当該終了または解除があった時点において未払いのライセンス料金または遅延利息がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。また、お客様は当社に対し、既に支払ったライセンス料金の全部または一部の返還を求めることはできないものとします。

第 14 条(期限の利益の喪失)

お客様が前条第 2 項に定める解除事由に該当したまたは第 17 条に定める禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、お客様は当社に対する一切の債務について、通知催告を受けなくても当然に期限の利益を喪失し、ただちに当社に弁済するものとします。

第 15 条(利用条件および利用許諾の範囲)

1. お客様は、次の各号のいずれかに該当するアプリケーション種別の納品を受けるにあたり、当社が定める利用条件を遵守するとともに、当社から利用の許諾に必要な権利を取得するものとします。
 - (1). ネットワーク上の特定の IP アドレス単位、またはドメイン名単位(プライマリドメイン、サブドメインおよび独自ドメインをそれぞれ 1 つの単位とし、以下「ドメイン単位」といいます)で配布される SaaS 型アプリケーションの場合、以下の条件に従って利用するものとします。
 - (イ) SaaS 商用配布ライセンスをドメイン単位で取得すること。
 - (ロ) 公衆送信その他これに準ずる方法により配布されること。
 - (ハ) ドメインパックである場合、同一法人内のみで使用すること。(第三者と分割、譲渡、再許諾、もしくは使用させる行為は、ドメイン名が同一であるか否かにかかわらず禁止されます。)
 - (2). ネットワーク上のドメイン単位で配布される非特定用途アプリケーションの場合、お客様は、配布ライセンスをドメイン単位で取得することを条件に利用するものとします。
 - (3). 第 1 号の利用条件に基づく利用許諾期間または別途締結する「InputManJS サブスクリプションサービス利用規約」の契約期間内は以下のサービス内容が許諾されます。但し、永続ライセンスを選択した場合には、本号のロおよびハで規定する当該サービスを利用することはできません。
 - (イ) 許可された配布数を上限として、ドメイン単位でライセンスキー等入手できる権利。但し、当該権利の有効期間は、ライセンスキー等の有効期限にかかわらず、本契約に定める利用許諾期間内に限られるものとします。
 - (ロ) 配布済みのアプリケーションに対し、12 カ月に 1 回ドメイン名を変更する権利。当該権利を行使しなかった場合、その権利は消滅し、翌年以降に繰り越されないものとする。
 - (ハ) 開発に使用した本ソフトウェアと同一バージョンであることを条件として、モジュールの全部または一部を新バージョンのモジュールの全部または一部に入れ替える権利
2. 前項の本アプリケーションの配布作業は、著作権法に基づき、本アプリケーションの配布権を正当に有する者がこれを実行するものとし、当該実行に関する取り決めは、依頼先およびお客様の責任において行うものとします。当社は、当該アプリケーションの配布権について一切関与せず、これら権利について保証することはありません。
3. お客様は、許諾書の第 17 条(請負開発に関する特記事項)第 4 項により、開発アプリケーションおよび機能拡張アプリケーションの納品を受ける場合には、別途当社との間で契約を締結し、当社より本ソフトウェアおよびランタイムの使用に関する許諾を受けなければなりません。
4. お客様は、サイト利用規約に同意しなければ、当社のウェブサイト上で提供するサービス(サイト利用規約の本サービスの定義に従います)に関連する機能を利用できません。

第 16 条 (権利の帰属)

1. 本ソフトウェアおよびランタイムに関わる著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権は、当社またはその他正当な権限を有する第三者に帰属します。
2. お客様は、自らの意思で本ソフトウェアおよびランタイムに含まれる著作権表示を改変または削除できないものとします。但し、許諾書に基づく使用の結果、依頼先の意思にかかわらず、著作権表示が改変または削除された場合でも、当社は著作権その他の知的財産権を放棄するものではありません。
3. 本ソフトウェアおよびランタイムからアクセスされ表示・利用できる各コンテンツについての著作権その他の知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社に帰属し、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。
4. 本ソフトウェアおよびランタイムに当社以外の第三者から提供される各コンテンツが含まれる場合、それらの著作権その他の知的財産権は、提供者である第三者に帰属します。

第 17 条 (禁止事項)

1. お客様は、本ソフトウェアの許諾書を締結せずに、本ソフトウェアに含まれるファイルをコーディング・ビルド・リンク・デバッグに用いることはできないものとします。
2. お客様は、自らまたは第三者をしてランタイムをリバースエンジニアリング、逆アSEMBルまたは逆コンパイルできないものとします。
3. お客様は、当社の事前の承諾を得ることなく、本ライセンスを第三者へ転売、貸借、貸与および譲渡できないものとします。また、本ライセンスに担保権を設定できないものとします。
4. お客様は、別途当社と契約を締結しなければ、次の各号のいずれかに該当するサービス(いずれも有償・無償を問わず)の一環として本ソフトウェアおよび本アプリケーションを使用できないものとします。
 - (1). 技術トレーニング等のサービス
 - (2). 当社が許諾する開発目的以外の助言、手法、知識、手段等として使用すること
5. お客様は、コンピュータの操作および運用等の機能を備えたシステムソフトウェア、または、コンピュータのデータベースを構築、運用および管理を目的としたソフトウェア等の高度な基盤アプリケーションの開発のために、本ソフトウェアおよびライセンス等を一切使用できないものとします。
6. お客様は、本ライセンスの許諾のみをもって、いかなるアプリケーションの開発およびランタイムの配布も行うことはできないものとします。
7. お客様は、ライセンスキー等を第三者に対して開示、漏えいできないものとします。
8. お客様は、本ライセンスを第三者と共有できないものとします。
9. 当社は、お客様が前 8 項のいずれかに該当すると判断した場合、ただちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第 18 条 (利用状況の記録と監査)

1. お客様は、本ライセンスの利用状況を当社に明らかにできるよう、常に適切な記録をとり、これを保管しなければなりません。
2. 当社はお客様に対し、本ライセンスで許諾したランタイムの利用状況と、お客様が実際に利用されているランタイムの利用状況を調査する内部監査を請求できるものとします。内部監査請求はお客様に事前に書面で通知され、お客様は内部監査の結果に基づき、本ライセンスの適正な利用を証明するお客様の署名入り文書を、内部監査請求から 30 日以内に当社に提出するものとします。
3. 当社はお客様に対し、本契約の遵守を是認するために、お客様の本社または各事業所等に立ち入って監査する場合

があります。但し、かかる監査は 15 日前までにお客様に書面で通知し、同意を得た上で当社または当社が指定する第三者により、お客様の営業時間内に事業活動を不当に妨害しない方法で行うこととします。

4. お客様が行った内部監査または当社が行った監査の結果、許諾されたランタイムの利用状況・期間を超えることが判明した場合、お客様は超過使用のランタイムについて当社が指定する超過料金を、本契約に従って支払わなければなりません。

第 19 条(限定保証)

ライセンスキー等に当社の責に帰すべき物理的な欠陥(納品物の破損等。なお、第 2 条第 10 号の定義を含みません。)があった場合、本ライセンス購入後 30 日以内に限り、無償で交換します。

第 20 条(免責)

1. 当社は、本ソフトウェアがお客様の特定の目的のために適当であること、有用であること、本ソフトウェアに瑕疵が無いこと、または当社が指定する動作環境以外で正常に動作することのいずれも保証しません。
2. 当社は、本ソフトウェアの開発に付随または関連して生ずる直接的または間接的な損失・障害等について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負いません。
3. 当社は、本アプリケーションに関する権利侵害または当社の許諾範囲を超えた利用方法に起因して、依頼先、お客様または第三者との間に生じたトラブルについて、一切の責任を負いません。

第 21 条(損害賠償額)

1. 本契約に関して、当社が損害賠償責任を負う場合でも、その賠償額は、お客様が当社に支払った本ライセンスの許諾料の総額を限度額として賠償責任を負うものとします。
2. 当社は、お客様が第 13 条(契約の解除)第 2 項第 1 号および第 2 号に該当した場合、または、お客様が本契約を締結しない第三者に、本ライセンスを不正な目的および方法で利用させる等を発見した場合には、お客様に損害賠償金を請求することができるものとします。

第 22 条(仕様の変更)

当社はお客様に対する何らの予告なしに本ソフトウェアの仕様変更、改良および不具合その他に関わる改変を行うことがあります。

第 23 条(輸出管理)

お客様がソフトウェアを日本国外に持ち出す場合、日本国内外の輸出管理に関連する法規を遵守するものとします。

第 24 条(支払)

1. お客様は、本ライセンスのライセンス料金の支払、その他本契約に基づく債務を、消費税法に定める税額を加算したうえで、お客様と当社間で別に取り決めた方法、期日により支払うものとします。
2. お客様が前項に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、お客様は所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延利息として、本ライセンスのライセンス料金その他と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
3. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。
4. 本条第 1 項にかかわらず、お客様が本ライセンスの販売を当社から許諾された法人または法人に準ずる団体(以下、「販売店」といいます)を経由してライセンス料金および関連してその他手数料(以下、「費用」といいます)を支払う場合は、費用および支払い条件はお客様と販売店の間で取り決めた方法に従うものとします。

第 25 条 (秘密情報の取扱い)

- お客様および当社は、本契約に基づき相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下、「秘密情報」といいます)を第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではないものとします。
 - 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 前項の定めに関わらず、お客様および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示できるものとします。この場合、お客様および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後、速やかにこれを行うものとします。
- 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的に必要な範囲内で秘密情報を化体した資料などを複製または改変(以下、「複製など」といいます)できるものとします。この場合、お客様および当社は、当該複製などされた秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。
- お客様および当社は、秘密情報の目的外利用、漏えい、紛失、誤消去、改ざん、不正アクセスなどが生じないように必要な措置を講じなければならないものとします。
- 本契約が終了した場合または、お客様および当社いずれかが要求した場合には、ただちに秘密情報を相手方に返還し、消去し、または廃棄するものとします。必要に応じて相手方に廃棄証明の提出を求めることができるものとします。
- 秘密情報に接したお客様および当社の従業員が退職するときは、退職後も秘密保持義務の遵守義務を負うことについて、契約書または誓約書で明らかにし、継続してその義務を負わなければならないものとします。

第 26 条 (個人情報の取扱い)

- お客様および当社は、本契約に基づき相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じ)を、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、関連法令を遵守するものとします。
- 当社は、当社プライバシーポリシー(<https://www.mescius.com/policy/privacy/>)に則り、お客様の個人情報を第三者に開示または漏えいしないものとするとともに、関連法令を遵守するものとします。
- 個人情報の取扱いについては、前条(秘密情報の取扱い)第2項および第4項乃至第6項の規定を準用するものとします。

第 27 条 (反社会的勢力の排除)

- お客様および当社は、それぞれ相手方に対して、現在および将来においても、次の各号の事項を確約するものとします。

- (1). 自らまたは自らの役員もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下合わせて「反社会的勢力」といいます)に該当しないこと。
 - (2). 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
 - (3). 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
 - (4). 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
 - (5). 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有しないこと。
 - (6). 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
2. お客様および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1). 暴力的な要求行為
 - (2). 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3). 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4). 風説を流布、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5). その他前各号に準ずる行為
 3. お客様または当社は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前2項に違反していると合理的に判断した場合には、何らの催告をすることなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 4. 前項の規定により、本契約が解除された場合、解除された者は、相手方に対し、相手方の被った一切の損害を賠償しなければならないものとします。
 5. 本条第3項の規定により、本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し、一切の請求を行わないものとします。

第28条(存続条項)

本契約の終了および利用許諾期間満了後も、第5条(権利義務の譲渡禁止)、第6条(合意管轄)、第7条(準拠法)、第8条(協議等)、第13条(契約の解除)第2項、第14条(期限の利益の喪失)、第16条(権利の帰属)、第17条(禁止事項)、第19条(限定保証)、第20条(免責)、第21条(損害賠償額)、第24条(支払)、第25条(秘密情報の取扱い)、第26条(個人情報情報の取扱い)、第27条(反社会的勢力の排除)に関する事項は有効に存続するものとします。

付則

本契約は2026年2月25日より実施するものとします。

InputManJS ソフトウェア使用許諾契約書(許諾書)(抜粋)

以下の条文において、「依頼主」とは、本契約(ランタイム利用許諾契約)におけるお客様を指し、「お客様」とは、本契約における依頼先を指します。

第9条(本契約の締結等)

1. お客様が次の各号のいずれかの行為を行った場合、当社は、そのいずれか早い時点において、お客様が本契約に定める各条項に従うことに同意したものとみなし、本契約を締結したものとします。但し、第3号の場合でかつ依頼主が本ソフトウェアを保有していない場合、お客様は、依頼主にも、本項、第15条(使用許諾の範囲)第7項第5号および第17条(請負開発に関する特記事項)の条項を遵守させる責任を負うものとします。

(3). 配布に必要なライセンスを別途注文した時点

第15条(使用許諾の範囲)

7. お客様は、次の各号に該当するアプリケーションを開発する場合には、本ソフトウェアの使用および当該アプリケーションの配布について、当社が別途定める条件に従うものとします。

(1). 次の各号に該当するアプリケーションは、別途当社と契約を締結しなければ、本ソフトウェアを使用し、ランタイムを組み込んだアプリケーションを配布することはできません。

(イ) 開発アプリケーション

(ロ) 機能拡張アプリケーション

(2). SaaS型アプリケーションは、本ソフトウェアの使用について制限はないものとします。ランタイムが組み込まれた当該アプリケーションは、SaaS商用配布ライセンスを購入し、別途「InputManJS SaaS商用配布ライセンス/年間 使用許諾契約書」または「InputManJS SaaS商用配布ライセンス/永続 使用許諾契約書」を締結しなければ、公衆送信その他これに準ずる方法により配布することはできません。

(3). 非特定用途アプリケーションは、本ソフトウェアの使用について制限はないものとします。ランタイムが組み込まれた当該アプリケーションは、配布ライセンスを購入し、別途「InputManJS 配布ライセンス使用許諾契約書」を締結しなければ、配布することはできません。

(4). 前号に該当するアプリケーションの動作検証を目的とする場合は、60日間を限度として、本契約に基づき配布対象コンピュータ、またはインターネットその他の高度情報通信ネットワーク、もしくはクラウドコンピューティングに、当該アプリケーションを配布できるものとします。

(5). お客様が納品する場合、当社は、例外的に、第17条(請負開発に関する特記事項)に定める条件を満たした場合に限り、依頼主に対し、ランタイムの利用(著作権法上の支分権である複製権の行使を目的とし、ランタイムの複製およびその複製物の利用を行うことを含みます)を許諾するものとします。但し、お客様が60日を超えて動作検証の目的で配布を継続していることが判明した場合、当社は、第20条(使用状況の記録と監査)第4項に基づき、超過料金を請求する場合があります。

第17条(請負開発に関する特記事項)

1. 本契約で使用する「請負開発」の定義は、お客様が依頼主から本アプリケーションの開発を引き受け、本ソフトウェアを当該アプリケーションの開発にかかる業務に使用することをいいます。なお、お客様は、当該アプリケーションに関する著作権その他一切の知的財産権が配布作業までに依頼主に帰属するよう契約の締結その他必要かつ適切な措置を講ずるものとします。

2. お客様は、請負開発のために入手した本ソフトウェアおよび本ライセンスの一切の権利を、いかなる理由があっても、依頼主に移転および譲渡してはならないものとします。
3. SaaS 型アプリケーションおよび非特定用途アプリケーションに関する著作権その他一切の知的財産権を、依頼主に帰属させて納品する場合、依頼主は、当社が取得を求める配布ライセンスを購入し、本契約および別途「InputManJS ランタイム利用許諾契約書(以下「ランタイム利用許諾」といいます)」を締結しなければ、当該アプリケーションに組み込まれたランタイムを当社に無断で利用(本条における「利用」の定義には、第 15 条第 7 項第 5 号に定める規定を含むものとします。)することはできないものとします。
4. 第 15 条(使用許諾の範囲)第 7 項第 1 号にかかわらず、お客様は、開発アプリケーションおよび機能拡張アプリケーションの開発ならびに使用の目的の範囲において、別途当社との間で契約を締結することなく、本ソフトウェアを使用できるものとします。但し、当該アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は、別途当社との間で契約を締結し、本ライセンスおよびランタイムの利用に関する許諾を受けなければなりません。